

共同声明

武力紛争下の民生原子力施設の安全・核セキュリティに関するハイレベル会合 (仮訳)

我々カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、スイス、英国、ウクライナ、米国の外務大臣及びEU外務・安全保障政策上級代表は、ウクライナにおける平和目的の原子力施設とその職員の安全及び核セキュリティに対する脅威について、原子力事故のリスクを著しく高めるものであり、重大な懸念を表明することを希望する。

我々は、平和目的の核物質及び原子力施設の安全、核セキュリティ及び核物質防護の重要性を認識した 2009 年の IAEA 総会における「運転中又は建設中の原子力施設に対する武力攻撃又はその脅威の禁止」(GC(53)/DEC/13) という全会一致の決定に加え、平和目的の原子力施設に対する武力攻撃又は脅威に関する IAEA 総会決議 GC (XXIX) /RES/444 及び GC (XXXIV) /RES/533 に留意することを希望する。

我々は、2022 年 3 月 2 日及び 3 日の IAEA 理事会における事務局長声明の中で示された IAEA 事務局長の「原子力安全及び核セキュリティに不可欠な 7 つの柱」の重要性を強調する。

これらの「7 つの柱」は、既存の IAEA の原子力安全基準や核セキュリティ指針から導き出されたもので、次のとおりである。

1. 原子炉、燃料貯蔵プール、放射性廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず、原子力施設の物理的一体性が維持されなければならない。
2. 原子力安全と核セキュリティに係る全てのシステムと装備が常に完全に機能しなければならない。
3. 施設の職員が各々の原子力安全及び核セキュリティに係る職務を遂行できなければならない、不当な圧力なく決定する能力を保持していなければならない。
4. 全ての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保されていなければならない。
5. サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン網及び輸送が中断されてはならない。
6. 効果的なサイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への準備・対応措置がなければならない。

7. 最後に、規制当局等との間で信頼できるコミュニケーションがなければならない。

我々は、ウクライナの主権を完全に尊重しつつ、IAEA によるウクライナに対する原子力安全及び核セキュリティ支援の計画を含め、ウクライナにおいてこれらの原則の実施を促進するための IAEA の行動を引き続き支援する意図を有する。

我々は、IAEA ザポリッジャ支援ミッションを歓迎するとともに、この重要な任務を遂行する事務局長及びそのチームの勇気及び決意を称賛する。我々は、ウクライナを支援するため、ザポリッジャ原子力発電所における IAEA の継続的なプレゼンスを維持する取組を支持するとともに、必要に応じて IAEA ミッションの原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の目的をいつでも支援する用意がある。

我々は、ロシアによるザポリッジャ原子力発電所の占拠及び軍事化が、原子力安全及び核セキュリティの分野における現在の脅威の根本的な原因であることを強調する。我々は、ロシアがザポリッジャ原子力発電所のサイトに存在し続ける限り、高められた原子力事故のリスクは危険なほどに高いままであることを想起する。ロシア連邦は、国際的に認められたウクライナの国境内から直ちに軍を撤退させ、ウクライナの領土一体性及び主権を尊重しなければならない。ロシア連邦がウクライナの占領領域内で偽りの住民投票を実施した場合、我々は、ザポリッジャ原子力発電所の地位を含め、これらがいかなる法的又は政治的な効果も持たないということを変更して表明する。

我々は、IAEA 事務局長による 9 月 1 日の訪問のフォローアップの取組及び同事務局長の報告書に含まれた提案を歓迎する。我々は、9 月 15 日に IAEA 理事会によって採択された決議 GOV/2022/58 への支持を再確認する。

我々は、国際人道法を遵守することや、武力紛争下におけるものを含む平和目的の原子力施設の防護に関する国際的な枠組みの迅速な強化に向けた取組を新たにすることの重要性を強調する。

第一歩として、我々は、適切な場、特に適当な場合には IAEA 及び国連において、これらの「原子力安全及び核セキュリティに不可欠な 7 つの柱」の重要性をいつでも再確認する用意がある。

今後、我々は、IAEA 及び国際社会が将来の事象に備え、及び対応し、また、サイバー攻撃といった新たな脅威を予測することを支援するため、ウクライナで得られた教訓を検証する用意もある。